

第2回小委員会でいただいた御質問等に対する事務局回答について

1. 【全体】固定価格買取制度の当初の目的は再生可能エネルギー市場をつくるということであったが、その前提は変わっているという理解で良いか。(荻本委員)

<事務局回答>

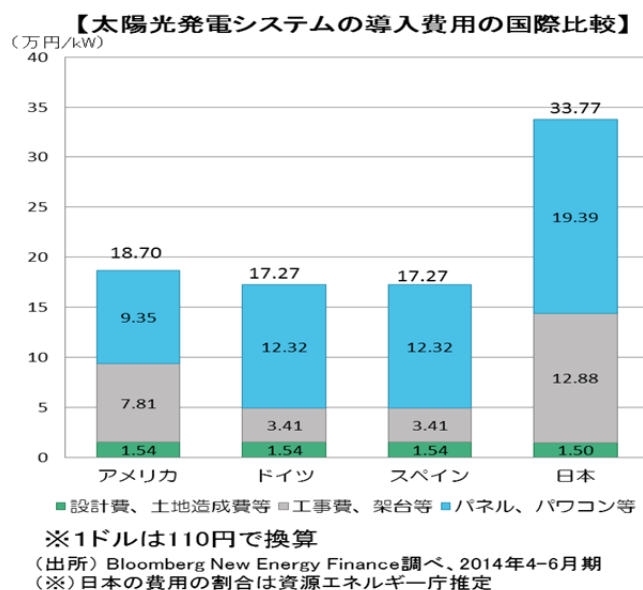
○固定価格買取制度について、再生可能エネルギー市場をつくるという当初の目的は変わりはありません。

○制度開始後の導入状況等に鑑み、現在、必要な制度見直しを行っているところです。

2. 【全体】太陽光発電について、国際比較が可能な細かな価格データを示してほしい。(荻本委員)

<事務局回答>

○下図のとおりです。



3. 【認定制度】適切な事業実施が為されないケースで認定の取消が可能とした場合、残された発電設備の扱いはどうなるのか。(辰巳委員)

<事務局回答>

○仮にそのようなことが生じた場合には、事業者が発電設備の扱いを判断することとなります。

4. 【認定制度】 2 ページの「未稼働案件に対する報告徴収・聴聞による対応」について、現状具体的にどのようなことを行っていて、どこまで対応が可能なのか。（荻本委員）

＜事務局回答＞

- 表中「聴聞取消し中」とあるカテゴリーに対しては、各経済産業局において、まず再エネ特措法に基づく報告徴収を行い、事業の現状を確認し、正当な理由なく土地と設備の確保まで至っていないおそれのある案件に対して、行政手続法に基づく聴聞を実施し、事業者の意見を聞いてもなお正当な理由がないと認められるものについて取消しを行っています。
- 現在の体制・運用では、案件数が多いエリアでは、400kW 以上の案件を処理するまでに 1 年以上かかる場合もありますが、体制の強化と聴聞手続きの効率化によって、50kW 未満の分割案件も含めて対応してまいりたいと考えています。

5. 【認定制度】 イギリスにおける「予備認定制度」が参考になるのではないか。（高村委員）

＜事務局回答＞

- イギリスでは 2012 年 12 月より価格逓減メカニズム導入とあわせて事前認定が導入され、買取価格は事前認定を受けた日のレートが適用されることとなっておりました。（事前認定導入前の買取価格は主に稼働開始時点※）
- 事前認定制度の導入により、再エネ発電設備のリスクが低減されて導入促進に効果が見られた一方、事前認定導入前に比べ、事前認定時の買取価格は高いため、当初、予測したコストを上回り続けることになりました。
- また、価格逓減メカニズム導入時と比べても、開発事業者はリスクへの対応に精通してきたことから、事前認定を取りやめても再エネ設備の導入は継続され、さらに需要家負担額に関するリスクも軽減できると判断されました。
- このため、2015 年 10 月 1 日より事前認定を廃止しており、これに伴い、買取価格の決定時点は主に稼働開始時点※となっています。

※ ①小売事業者による F I T 登録に関する書面通知受領日、②規制機関による認定申請の受領日、③設備の稼働開始日のうち、最も遅い日が買取価格の決定時点となっています。

6. 【買取義務者】 買取義務者を小売事業者から送配電事業者に見直した場合、買取制度運用WGで議論を行った小売事業者の買取義務量の上限や、既存契約分が今後契約更新する際の扱いはどうなるのか。（高村委員）

＜事務局回答＞

- 買取義務者を小売事業者から送配電事業者に見直す場合、ご指摘の点も含めた制度のあり方を今後検討してまいります。

7. 【買取義務者】 送配電買取とした場合、地域毎でなく全国大のネットワークで一括で買い取るということは可能か。（辰巳委員）

＜事務局回答＞

- 各エリアの送配電事業者が買い取るのを事務局案をお示しさせていただいたところであり、どのような制度が望ましいのかを本小委員会にて御議論いただきたいと考えています。

8.【買取義務者】送配電買取として流通に送配電事業者が挟まることで、余計なマージンが発生し消費者の負担が大きくならないか。(辰巳委員)

＜事務局回答＞

- 送配電買取にする場合においても、効率的な事業実施が行われるような制度設計にすべきと考えています。

9.【買取義務者】送配電事業者が出力制御を行う際には、優先給電や出力制御の透明性は担保されるのか。(辰巳委員)

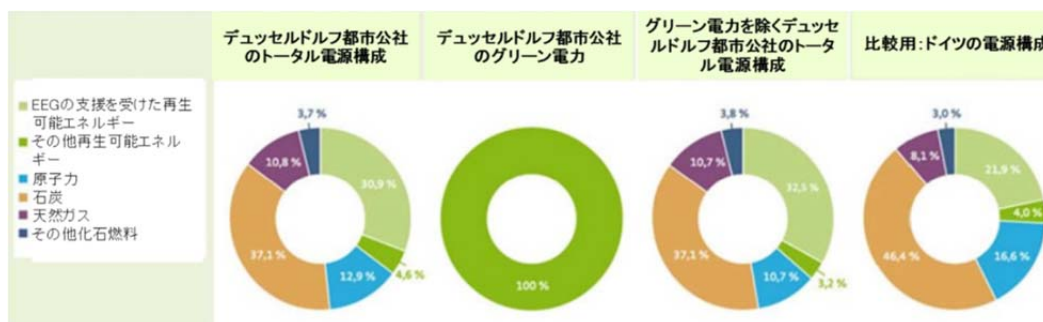
＜事務局回答＞

- 出力制御については、買取義務主体にかかわらず、公平かつ透明なルールに基づき実施されるべきと考えています。
- 現在は、一般電気事業者に対し、実施の際の説明や出力制御の見通しの公表を義務づけています。また、「電力広域的運営推進機関」においては、自然変動電源の出力抑制を行った場合には、一般電気事業者の給電指令が適切であった否かを確認及び検証し、その結果を公表することとしています。

10.【買取義務者】ドイツにおけるF I T電気の環境価値の扱いについて、実情を調べてほしい。(岩船委員)

＜事務局回答＞

- ドイツにおいては商品別の電源構成、環境影響（CO₂、放射性廃棄物）に関する情報開示を義務付けています。
- 再生可能エネルギーの表示については、「F I T対象電源」と「その他の再エネ」（F I T対象外電源）の2種類があります。
- 「F I T対象電源」については、その対象分を明示する義務があり（下表の左から1番目）、F I T対象電源単体ではグリーン電力としての環境価値は認められていません。
- 「その他の再エネ」（F I T対象外電源）については、その対象分を明示する義務があり、グリーン電力としての環境価値も認められています（下表の左から2番目）。



出典) Stadtwerke Düsseldorf ウェブサイト, <http://www.swd-ag.de/privatkunden/strom/>, 2014 年 10 月取得より作成